長崎港コンテナ輸送トライアル助成金交付要綱

**（目的）**

**第１条** この要綱は、長崎港活性化センター（以下、「センター」という。）が、コンテナの輸出入に要する経費の一部を予算の範囲内で助成することにより、長崎港における新たな荷主の発掘と取扱貨物の増量を図り、もって長崎港における貿易活動の拡大に寄与することを目的とする。

**（助成対象者）**

**第２条** 助成金は、次の各号に掲げる要件を満たす企業（個人事業者を含む。以下同じ。）が荷主となる場合に交付するものとする。この場合において、商社との契約により、当該企業が直接荷主とならない場合は、実質上の荷主であることが確認できれば、実質上の荷主を助成対象とすることができる。ただし、１ＴＥＵに満たない小口混載貨物は除く。

　　※　１ＴＥＵとは２０フィートコンテナ貨物１個を指す。

（１） 国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続しているもの。

（２） 当該年度内において、長崎港国際定期コンテナ航路(内航フィーダーを含む)を利用し、長崎港のコンテナ船に積み降ろしを行ったもの。

（３） 長崎港ベースカーゴ奨励助成金交付要綱を廃止する要綱による廃止前の長崎港ベースカーゴ奨励助成金交付要綱の規定に基づく助成金の利用実績がないもの。

（４） 前年度及び前々年度の間、長崎港国際定期コンテナ航路の利用実績がないも

の。

**（助成金の額等）**

**第３条** 助成金の額は、１ＴＥＵにつき、輸出入ともに２万円とする。また、助成金の交付を受けようとする企業（以下、「請求者」という。）に助成を交付する上限は、1企業につき、輸出入それぞれ５ＴＥＵまでとする。

**２** 助成金は予算の範囲内で、適正な請求書の受付日順に交付決定を行うこととし、助成金の交付決定額の累計が予算額を超える場合は、超過部分については交付しないものとする。ただし、同一日に複数の請求書を受付けて請求額の累計が予算額を超過することとなる場合は、当該受付日の請求については予算残額を按分して交付するものとする。

**（交付請求）**

**第４条** 請求者は、海貨業者を通じ予め助成金交付請求の仮予約を行い、当該コンテナ輸出入を行った日から１４日以内に、長崎港コンテナ輸送トライアル助成金交付請求書（第１号様式）に別に定める書類を添えて、センターに提出するものとする。ただし、センターが特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

２　長崎港輸出コンテナ助成金と併用することはできない。

**（交付決定）**

**第５条** センターは、前条の請求書を受理したときは、原則として、その日から１４日以内に請求内容を審査し、要件を満たしている場合は助成金の交付を決定する。交付する場合はその旨当該請求者に長崎港コンテナ輸送トライアル助成金交付決定通知書（第２号様式）により通知するとともに助成金を交付し、不交付の場合は長崎港コンテナ輸送トライアル助成金不交付決定通知書（第３号様式）により通知する。

**（助成金の返還）**

**第６条** センターは、虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領した者には、当該助成金の返還を命ずるものとする。

**（その他）**

**第７条** この要綱に定めるほか、当制度の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成１６年６月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成１７年６月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成１８年５月１８日から実施する。

附 則

この要綱は、平成１９年５月２５日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２０年５月２８日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２１年５月２０日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２２年５月２１日に施行し、平成２２年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２３年５月２７日から施行し、平成２３年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２４年５月３１日から施行し、平成２４年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２５年５月３１日から施行し、平成２５年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２６年５月３０日から施行し、平成２６年４月１日から実施する

　　　附 則

この要綱は、平成２７年５月２９日から施行し、平成２７年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２８年５月３１日から施行し、平成２８年４月１日以降に長崎港を利用して輸出入がなされたものに係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２９年５月３１日から施行し、平成２９年４月１日以降に長崎港を利用して輸出入がなされたものに係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成３０年５月２４日から施行し、平成３０年４月１日以降に長崎港を利用して輸出入がなされたものに係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年６月４日から施行し、平成３１年４月１日以降に長崎港を利用して輸出入がなされたものに係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年７月２４日から施行し、令和５年４月１日以降に長崎港を利用して輸出入がなされたものに係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年６月１４日から施行し、令和６年４月１日以降に長崎港を利用して輸出入がなされたものに係る助成金から適用する。